所管府省	支出元独立行政 法人の名称	(支出元独立行政 法人の法人番号	交付又は支出先法人名 称	契約の相手方の法人番 号	名目·趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		継続支出の 有無
厚生労働省	独立行政法人労 働者健康安全機 構	7020005000402	公益財団法人日本医療 機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛 金	13,312,000	_	令和2年4月27日 4月30日 5月27日 5月31日 6月29日 6月30日 7月27日 8月31日 8月27日 9月30日 10月27日 11月31日 12月31日 12月31日 12月31日 1月31日日 2月28日 3月1日日 3月1日日 3月28日	_	公財	国認定	随意契約を継続:産科医療補償制度は日本医療機能評価機構が 運営しているため。	有

【記載要領】

⁽注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

⁽注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

⁽注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

[※]公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。